⑺　契約書作成の要否　要
⑻　施工体制の審査のため、ヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⑼　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑽　関連情報を入手するための照会窓口
上記４⑴に同じ。
⑾　一般競争参加資格を有していない者の参加
上記２⑶に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記４⑶により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
当該一般競争資格の認可に係る申請は、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室（〒100―8959 東京都千代田区霞が関三丁目２番２号　電話03―5253―4111（内線2309））において随時受け付ける。
⑿　手続における交渉の有無　無
⒀　対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⒁　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shinji Shimada, President of University of Yamanashi
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Future Central Clinical Service Building of University of Yamanashi Hospital
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 June 2019 at 5 : 00 p.m.
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 24 July 2019 at 4 : 00 p.m.
⑹　Contact point for tender documentation : Facilities Planning Division, University of Yamanashi, 1110 Shimokato, Chuo-shi, Yamanashi Japan. 409―3898 TEL 055―273―9316

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和元年５月15日
西日本高速道路株式会社　中国支社
支社長　小橋　慶三
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　34
○第11号
本公示に記載の業務は、参加表明及び技術提案（実施方針等）を共通化する５件の業務を対象に、同時に公告し、一括して申請および審査を実施する業務である。
本件の入札にあたっては、複数の業務に参加を希望する場合にあっても、１件の参加表明書及び技術提案書を提出する。（詳細は入札説明書による。）
1　業務概要
⑴　本業務は、「設計業務（総合技術監理型）」の対象業務である。
「設計業務（総合技術監理型）」とは、発注者を支援する総合技術監理業務と、総合技術監理業務により監理する複数の設計業務で構成される業務である。なお、「設計業務（総合技術監理型）」では、本業務以外の説明書に示す別の総合技術監理業務及び設計業務を後続業務とし、当該後続業務を本業務の受注者と随意契約により別途契約するものとする。
⑵　品目分類番号　42
⑶　業務名　広島高速道路事務所管内　橋梁耐震補強設計業務Ⅲ（その１）
同時に公告している他４件の業務名は次のとおり。なお、下記業務の詳細は各業務の公示を参照すること。
・米子高速道路事務所管内　橋梁耐震補強設計業務Ⅰ（その１）
・米子高速道路事務所管内　橋梁耐震補強設計業務Ⅱ（その１）
・千代田高速道路事務所管内　橋梁耐震補強設計業務Ⅱ（その１）
・三次高速道路事務所管内　橋梁耐震補強設計業務（その１）
⑷　業務箇所
山陽自動車道
自）広島県広島市東区福田
至）広島県東広島市高屋町溝口
⑸　業務内容　本業務は、広島高速道路事務所管内の橋梁について、既設橋の耐震補強設計を行う業務である。
⑹　履行期間　360日間
2　技術提案書の提出者に要求される資格
⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　西日本高速道路株式会社における平成31・32年度調査等競争参加資格（橋梁設計）の認定を受けている者であること。
⑶　参加表明書の提出期限の日から見積りの日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域２」において、指名停止を受けていないこと。
⑷　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸　参加希望者が共同企業体を構成する場合には、上記⑴から⑷に掲げる条件を満たしている有資格者により構成される共同企業体であること。
⑹　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係
Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係
Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。
㈠　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。
ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役
ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
㈡　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
㈢　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
㈣　組合の理事
㈤　その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者
Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
③　以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係
Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。
Ⅱ）その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。